

特化物作業チェックリスト

区分	チェックポイント	良否	改善事項	
環境 管理	設備・環境	<ul style="list-style-type: none"> ・第1類物質取扱い設備、第2類物質製造設備、密閉装置、局所排気装置は法令の規定に適合する設備を設置しているか。 ・局所排気装置のフード、ダクト、ファン、排気口、性能を適切に管理しているか。 ・除じん装置または排ガス・排液処理装置を設置しているか。 ・特定化学設備は法定の要件を具備しているか。 ・作業場の床は不浸透性の材料で造られているか。 ・休憩室、洗浄設備を適切に設けているか。 		
	環境測定	<ul style="list-style-type: none"> ・6ヶ月以内ごとに1回、定期的に環境測定を行っているか。 ・測定記録を3年間保存しているか。 ・基準通りの測定方法で測定を行っているか。 ・必要に応じて外部機関に測定を依頼しているか。 		
	自主検査	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以内ごとに1回、定期的に局所排気装置の定期自主検査を行い、3年間、記録を保存しているか。 ・2年以内ごとに1回、定期的に特定化学設備の定期自主検査を行い、3年間、記録を保存しているか。 ・最初の使用時及び分解・改造・修理時に点検しているか。 ・点検で異常を認めたときは直ちに補修しているか。 		
作業 管理	資格等	<ul style="list-style-type: none"> ・特定化学物質等作業主任者を選任しているか。 ・特化物作業主任者は所定の職務を励行しているか。 ・作業者は十分な教育を受けているか。 		
	作業方法	<ul style="list-style-type: none"> ・第1～第3類物質の種類に応じた作業管理をしているか。 ・作業規定を作成し、それに基づいた作業をしているか。 ・汚染されたボロなどは、適切に処理されているか。 ・設備改善作業では、換気など、所定の措置を講じているか。 ・漏えい時には、作業者を退避させるようにしているか。 ・所定の作業場には、立入禁止措置を講じているか。 ・運搬、貯蔵用の容器には、堅固なものを使用するか、確実な包装をするなどしているか。 ・運搬、貯蔵用の容器は、必要事項を表示して、一定の場所に保管しているか。 ・特別管理物質関係の作業では、1か月以内ごとに作業を記録し、30年間、記録を保存しているか。 ・呼吸用保護具を常備し、使用しているか。 ・保護衣などを常備し、使用しているか。 		
	職場巡視	<ul style="list-style-type: none"> ・始業点検、定期点検、随時点検を行っているか。 ・職場巡視者を決めているか。 ・巡視記録を保存しているか。 ・前回の巡視で指摘された改善事項を処理しているか。 		
健康管理	健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・雇入れ時、配置替えの時の健診を実施しているか。 ・一定の期間以内ごとに1回、定期的に健診を実施しているか。 ・健診は法定の項目によって実施しているか。 ・健診結果を5年間保存しているか。 ・緊急診断を行える体制になっているか。 		